

第3章

食品について

しっかり
読んでネ!

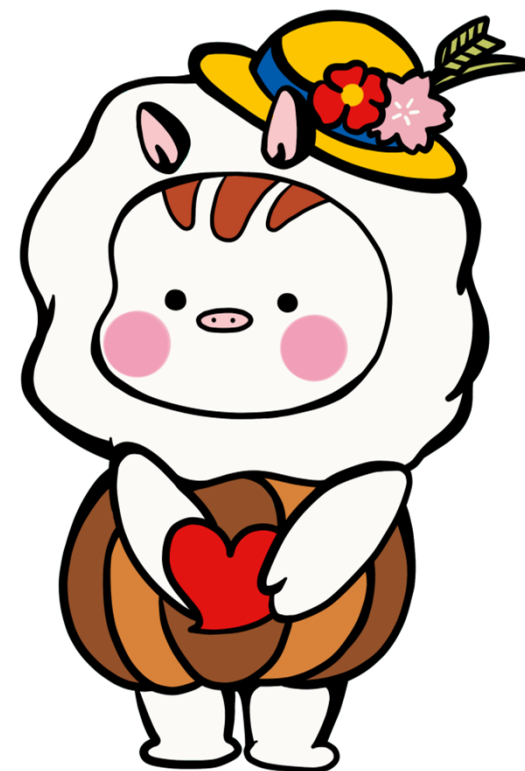
食品への利用は、関係法令による表示義務の遵守なども併せて行ってください。



食品への利用は、東温市内で製造又は販売される場合に限ります。

販売	製造	市内	市外
	市内	○	○
市外	○	×	

食品への利用の場合も、関係法令による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示が必要です。



利用できる食品は、下記に限ります。

市内で食品を製造される場合

市内及び市外(国内に限る)において販売することができます。この場合は、市内の製造事業者、市内の販売事業者または市内の各販売所のいずれかで申請してください。(市外の販売事業者は、申請できません。)

市外(国内製造に限る)で食品を製造される場合

市内での販売に限ります。この場合は、市内の販売事業者または市内の各販売所のいずれかから申請してください。(市外の販売事業者は、申請できません。)

※ただし、東温市内で生産された農林水産物を使用し、市産品の販路拡大及びPR効果が見込まれる場合、市内のご当地料理の名称を使用し販売エリア、個数が多いなど全国にPRする場合は、例外的に認める場合もありますので、個別にご相談ください。

食品への申請は、下記の書類を必ず添付してください。

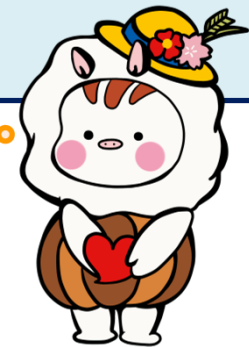
①

製造もしくは販売に係る「**保険所の営業許可証(写)**」または「**市内各店舗ごとの業務開始報告書(写)**」(申請者分)

②

「**製造または販売する店舗等一覧**」(様式自由)

①・②どちらも必要です!



人への危害が発生した場合には、下記の措置を執ります。

①

製造事業者の場合

製造されている食品（市が利用を許諾した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が許諾した食品に係る利用許諾（変更許諾の場合を含みます。）を、直ちに取り消す場合があります。

②

市内で食品を製造される場合

市が利用を許諾した食品により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が許諾した食品に係る利用許諾（変更許諾の場合を含みます。）を、直ちに、取り消す場合があります。



食品Q&A



これまでにご質問が多かった内容を掲載しています。

Q 1

弁当や惣菜のふたや掛け紙に「いのとん」を利用して良いですか？

A 1

食品の容器やパッケージに「いのとん」を使用する場合は、利用の区分は食品になります。弁当や惣菜類の容器等への利用については、食の安全性の確保の観点に充分ご留意ください。

Q 2

市外のA社で製造した加工食品を市内の5社に卸して販売してもらうのですが、申請は市外のA社になるのですか？それとも市内の5社になるのですか？

A 2

食品への使用は、東温市内で製造または販売をする場合に限りです。具体的には、東温市内での製造であれば市内および市外において販売していただけますが、東温市外での製造の場合は、市内業者さんによる市内販売のみに限らせていただきます。したがって、市内の5社において、それぞれ申請していただくこととなります。